

令和4年度 ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（第3回） 会議録

日 時	令和4年12月21日（水）午後2時00分から午後3時35分まで
場 所	県庁別館8階第一会議室CD
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順） 岩槻邦男、板井隆彦、岸本年郎、重岡廣男、得居雷太、中村範子、平井一之、水谷洋一、三宅隆、山田景寛、山本哲（11名）</p> <p>事務局（県側出席者） 伊藤部参事(自然共生担当)、杉本環境局長、中山自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲管理室長、上家富士山・南アルプス保全室長、辰巳自然保護課長代理、森班長、小林班長、小澤班長、池田副班長、綿野主査、萩原主任、藤下主任</p> <p>オブザーバー <庁内代表課> 知事直轄組織総務課 福山副班長、危機管理部危機政策課 小林主事、くらし・環境部企画政策課 弓桁班長、スポーツ・文化・観光部企画政策課 鈴木主事、経済産業部産業政策課 中田主幹、経済産業部農地計画課 上都班長、経済産業部森林計画課 本間主幹、交通基盤部建設政策課 太田班長、交通基盤部河川企画課 杉山班長、企業局地域整備課 富田班長、教育委員会教育政策課 鈴木主任</p> <p><環境局内関係課> 環境政策課 杉村班長、環境ふれあい課 齋藤主事、廃棄物リサイクル課 津田班長、生活環境課 植田班長、水資源課 深澤班長、盛土対策課 加藤班長</p>
議 題	ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直し
配布資料	<p>資料1 ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議(第2回)意見対応表</p> <p>資料2 次期生物多様性国家戦略(素案)のポイントとふじのくに生物多様性地域戦略への反映</p> <p>資料3 今後のスケジュール</p> <p>資料4 <改訂版>ふじのくに生物多様性地域戦略のポイント</p> <p>資料5 <改訂版>ふじのくに生物多様性地域戦略の体系 2018-2027(案)</p> <p>資料6 <改訂版>ふじのくに生物多様性地域戦略 [2018-2027]</p> <p>資料7 次期生物多様性国家戦略(素案)</p> <p>参考資料1 ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議(第1回)意見対応表</p> <p>参考資料2 ふじのくに生物多様性地域戦略 令和3年(2021年)度評価書</p>

1 会議成立の確認

委員 13 人中 11 人の出席を確認。ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議設置要綱第 5 条第 3 項に基づき、会議成立。

2 審議内容

発言者	発言内容
会長	これまでの意見を踏まえて修正をさせていただきましたが、これから自由討議の形で議論を進めていただきます。集まって会議を開催するのは、最後のチャンスになります。できましたら、本日、すべての意見を出していただくよう、お願いします。それでは、どこから御発言いただいてもかまいませんので、御発言をお願いします。最初の切り出しとしては、第 2 回会議の委員意見を受けて修正した部分について御発言いただくのが良いかと思いますが、これにこだわらず、自由に御発言をお願いします。
委員	今回、国家戦略の内容として、30by30 と OECM があって、これについては、77 ページのコラムで説明されています。これは地方公共団体も当然参画するというので、県として OECM を進めるに当たって、「今守りたい大切な自然」などから選んで、まず県が積極的に進めていくべきだろうと思うので、そのあたりを戦略に記載していただけたらと思います。 愛知県や静岡市も取り組んでいますので、静岡県という単位で取り組んでいった方が良いのではないかと思います、いかがでしょうか。
事務局	御意見をありがとうございます。委員がおっしゃったように、愛知県や静岡市が既に OECM の登録をしております。私どももどのように進めていったらよいかということを考えているところでございます。まず私どもが取り組むこととして考えているのが、法令に基づく指定がされている保護地域でございます。こちらの区域拡大というのを、まずやったいこうと思っております。県立自然公園であるとか、鳥獣保護区であるとか、そういったものの区域を拡大していく。それから、委員おっしゃったように、「今守りたい大切な自然」、これは、元来、地域の方々の力で守られてきたところというふうに認識しておりますが、そういうところも登録を促してしていきたいと思っておりますので、御意見を踏まえまして、しっかりと対応してまいりたいと思っております。当然、私ども自然保護課が所管しているところだけではなくて、県が持っている土地というものもございますので、そういうのも含めて総合的に登録していく必要があると思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。
委員	この地域戦略にはそういう面は入らないということでしょうか。
事務局	法令に基づく地域の拡大については、記載しております。OECM については、記載が抜けてございましたので、追記をさせていただきたいと思っております。
会長	いずれにしても最終的にはグローバルな問題で、国が対策を立て、各地域が連携するという形に基本的にはなると思います。地球上全体でそのような視点を持つというわけですから、県は県独自で、その視点にどのように対応するかということを考えながら進めた方が、わかりやすいですね。そして、静岡県を見渡すと、海が見えてくるわけですね。日本全体において、海というものの把握は遅れていますが、どのように対応していくのかということは、今後、重点的に検討される必要があるんじゃないかと思います。

事務局	<p>ありがとうございます。委員がおっしゃるように、陸域が現在、20%ぐらい、海域が13%ぐらいという状況となっております。国や県、市町も、それから民間の方々も含めて、社会全体で区域の拡大に取り組む必要があると思っております。今回のCOP15におきましても、世界全体で取り組むということが位置づけられておりますので、国や地方公共団体が積極的に牽引していくという姿勢が大事だと思います。委員からいただいた御意見も踏まえまして、追記をさせていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>静岡県は東西に非常に長い県でありまして、各地区に特徴のある生活とか植物あるいは昆虫、動物、いろいろあると思っておりますが、各市町によって私達のところはこれを重点的に保護しますよと、例えば、私の方ですと、アカガエルの保護を重点的に取り組んでおり、1月20日ごろから田んぼに水を入れてアカガエルの産卵をを助けています。何かそういう特徴を持った各市町、あるいは地域によってそういうものをピックアップしていただいて県全体で取り上げていくというような形にしたらどうかなと思っております。掛川のフキバツは掛川にしかないということで非常に貴重な昆虫だと思いますから、そのような重点的なものを各々出していただいたらいいんじゃないかなと思っております。</p>
事務局	<p>国は国家戦略を策定してございます。また、県におきましては、地域戦略を策定してあります。市町にも、地域計画というのを作っていただくということでお願いしているところです。以前、別の委員から、市町の策定状況はどうかということをお質問いただいたところですが、県内35市町のうち5市町が策定済みで、今作成中が2市町ございます。まだまだ策定率が低い状況となっております。やはり地域でしっかりと計画を策定していただき、その地域の固有のものを、どう守っていくのかということを決めていただくことが、生物多様性を考える上で非常に大事だと思います。本年度、市町にアンケート調査をさせていただきまして、策定状況や策定の意思などを確認しております。それをもとに、6市町だったかと思っておりますけれども、私自身が訪問をし、策定してくださいということの働きかけをしております。県のような、単独の冊子でなくてもいいよという働き掛けも行っております。まずは計画を策定していただくことが第一歩かなと思っておりますので、引き続き、策定に積極的に関与してまいりたいと思っております。</p>
会長	<p>やはりベースは広くすることが大事ですよ。国家戦略では「地方公共団体が」ということになっておりますが、意識の高い企業などでは、戦略を作って行動されているところもあるということで、そういうことで意識が高まるというのは大切だと思います。おっしゃる通り立派な冊子を作ることが目的ではなくて、意識を高めることが目的ですから、見開き2ページでもそれなりの効果もあるのではないかと思います。</p>
委員	<p>25ページの平均気温や降雨発生回数が出てますが、これはもう古いですよ。2016年ぐらいしかないですが、その後はもっと降雨量が増えたりしますので、ここの全体の表は、現在に合うように入れ替えをされるべきだろうと思っておりますので、この修正をぜひお願いしたいと思っております。それから、101ページの昆虫同好会の記述のなかにある「50年以上」については、現状では「70年以上」ですので、修正していただけたらというふうに思います。</p>

会長	このような字句の修正も大切ですので、ぜひお気づきのところがあればお願いいたします。
事務局	ここは訂正してまいりたいと思います。それから、十分に承知してなくて申し訳ございませんでした。70年ということで訂正させていただきます。
委員	改訂版につきまして感想になります。各委員の皆様の御意見を反映した立派なものになったのではないかなと私は思います。 1つだけ可能であれば御検討いただきたいということがあります。それは資料2のですね、次期生物多様性国家戦略の内容を反映したふじのくに生物多様性地域戦略の3の項目におきまして、この中で例えば生物多様性とサーキュラーエコノミー、循環型経済という視点を追加していただくことが可能かどうかということです。御存知のように、これまでのリニア経済において生物多様性はたいへんな痛手を受けておりますので、そのような中においては、これからサーキュラーエコノミーという視点が生物多様性を保全していく上で、検討すべき事項ではないかなと思うので、可能であればお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。おっしゃる通りかと思っておりますので、ここについては委員に御相談をさせていただきながら、修文をしてまいりたいと思います。
委員	前回の会議で、資料1の89ページの「今守りたい大切な自然」について申し上げましたことですが、その選定の過程で、法的ではないにしても公的な保護の網がかかっているところが抜けてしまったことは再考すべきです。法の網がかかっているところでも、そして2004年版のレッドデータブックでは、開発をうけやすいとか、生態的に非常に重要であることなどにより「今守りたい大切な自然」としてとりあえずは10箇所が選ばれました。10箇所に限られた理由が、公的な網がかかっているところは一応それで保護されているから、そこまでとりあえずは広げる必要はないだろうということになりました。そのことには悔いがあります。今回はもうちょっと広げたらどうかということで申し上げたのです。今回それで対応していただいたのは大変けっこうなのですが、これは2004年のときに考えた今守りたい自然の趣旨から少し外れています。法や条例で公的に指定された自然環境保全地域ですね、国と県の8か所とか、あるいはその他国立公園とか本当に公的に守られているようなところを今回の案で入れたわけですけれど、前のレッドデータブックの「今守りたい大切な自然」を指定する意味っていうのは、例えば重要湿地ですね、そういうような法的でなく割とアバウトな指定が行われているようなところが、他にもいろいろあるわけですけれども、そういうところを選定するような方向に向いてくれないかというのが前回の発言の趣旨だったのです。というのは昨年だか一昨年でしたか、環境省が重要湿地の現状についてアンケート調査をなさいました。とりあえずいろんな調査結果を調べながら、私はアンケートにお答えしました。そのときにですね、静岡県その環境省による重要湿地に指定されたところの大部分がずいぶん傷んでるということがわかってやはり網があろうがなかろうが傷つきやすい自然を守るという方向で改定案でも考えていただいたらよかったなと思います。今回「今守りたい大切な自然」というのに組み込んでいただいた案では、守りたい自然の選定の趣旨が変わってくるので、この辺については少し検討が必要だと思います。県の自然環境保護調査委員会が立ち上がっているのであれば、そこなどで検討していただけたらと思います。こういう形がいいのか悪いのか、今回の案のように重要な本当に重要な自然を組み込んでいただいたというのは、これは

	<p>これで一つのあり方ではあるとは思いますが、最初の趣旨とは違うということ指摘しておきたいと思います。</p> <p>もう一つ、この案の本文中で大切な自然のことを書かれているところで、今、改訂版の「今守りたい大切な自然」という、この自然環境保全地域なども含む地域の場合とですね、それから旧 2004 年版の 10 箇所「今守りたい大切な自然」が混同されそうな表現で並べて書かれているところが 2 箇所ほどあったと思います。やはりもう少しその辺も丁寧に書くべきだし、もう少しなんていうかこんなに大体にしているのかどうかということも検討されるべきでしょう。とりあえず以上です。</p>
委員	<p>資料編の 166 から 168 ページにかけて、以前、我々がみんなで出し合った守りたい大切な自然の候補地は、今はもうなくなったり、まだ今からでもこのまま守るべきだったりするところがたくさんあると思うので、このあたりを見直して戦略の公表ができたらいいなと思います。</p>
委員	<p>委員がおっしゃったことは私も申し上げようと思っていました。</p> <p>89 ページの表題、それから 152 ページの表題が、「今守りたい大切な自然」となっていますが、委員がおっしゃったように、この「今守りたい大切な自然」というものを、もともとの趣旨からはより大きく拡大した話をしているので、混乱があるということだと思います。おそらくここで言いたいのは、その地域の生態系をどういうふうにするかといったときに、そのエリアとして示す方法をここで述べているのだと思います。そのエリアとして示すのが、1 つは自然公園や国立公園、国定公園を含めた上で、さらに「今守りたい大切な自然」というところもあるし、もっと言うと、OECM もこういうのに入ってくるのだらうと思いますので、OECM をここに入れることも考えて、もう少しその大きな視点でこれを書くと。その中で、おっしゃられた「今守りたい大切な自然」で上がってる候補地をどのように考えるのかというのは、その内部の問題として考えたら、整理がつくのかなと思いました。</p>
事務局	<p>私どもが勘違いしてた部分があったのかもしれませんが、前回の会議で、大井川の源流部等の「原生自然環境保全地域」を入れるべきではないか。それ以外の法規制の区域も入れたらどうかといった御意見を賜ったと承知しておりました。今、委員のお話を聞きますと、法指定の区域でなく、湖沼だというお話で、大変申し訳ありませんでした。先ほど委員からもお話がありましたけれども、当時、自然環境保護調査委員会から御推薦をいただきました 350 を超える候補地の中から絞り込みをいただきまして、「今守りたい大切な自然」を 10 箇所セレクトさせていただいたという経緯がございます。新たな箇所の追加にあたっては、次の改定の際に、自然環境保護調査委員会に御意見を伺いながらまとめ直すということを考えたいと思います。この部分については、元々記載してありました「今守りたい大切な自然」に戻したいと思います。委員とも相談しながら、修正について進めたいと思います。</p>
会長	<p>そのような取り扱いをしていただくことが一番よいのではないかと思います。戦略策定を検討している頃から、この問題に対してはいろいろなコメントをされていたのに、あまり十分な議論を尽くさなかったということがあったと思います。確かに、守るべき自然とは何かというのは、生物多様性とは何かということにつながる非常に重要なテーマで、委員の意見を受けて簡単に書き足すというようなものではないのではないかと思います。本当は、その「今守りたい大切な自然」ということをすぐに検証をして、今守らないと</p>

	駄目だということではあるんですけども、「今守りたい大切な自然」とは何かということ、この戦略の中で十分検討して、それを早急に補填する手立てを考えると、この戦略の中に組み込むということが、今の議論を踏まえると大切ですね。少し手遅れだと言われる心配はありますが、それしか方法がないのではないかと、というような気もいたします。
委員	今の話をもう少し補足させていただきます。そもそも、「今守りたい大切な自然」の前に、エリアに分けてどのように保全するかと書いている項があり、「今守りたい大切な自然」はそのエリアを守る情報として、書かれているのではないかと。その中の手法としては、地域を選ぶということ。選ぶには、こういうような場所がありますということの考え方を書いている。その中の1つとして「今守りたい大切な自然」というのが既にピックアップされており、それは今後より深く検討を加えていく、それからそのモニタリングをしていく、その地域が変化していくでしょうからそういったことを見ていかないといけないし、さらにここに最後に書いてある保全活動が行われてる地域もあるし、これらの取り組みをより活発にしていくことが期待されますということにされてはどうかと思います。
会長	いずれにしても、国定公園や国立公園に指定されていたり、自然環境保全地域に指定されていたりする地域というのは、守らなければならない地域だという1つの考え方で設定してるものですから、これを除外することはないですよ。これまで除外されているのは、法的な手立てが立てられてるから、これにわざわざ入れなくていいということだったのですが、そういう意味では入れなくてもいいということはないので、当然入れておいていただければいいんですよ。それを前提に、今回提案されているように、「今守るべき大切な自然」をツールとして、どのように設定させていただけるかということだと思います。 委員、これは1つ目とおっしゃいましたが、2つ目もあるのですか。
委員	はい。実はたくさんあってですね、わたしの手にある資料6にはポストイットがいっぱい貼ってあるんですよ。これらをこの会議で披露すると時間を相当使ってしまうので、この資料を事務局にお預けして検討していただくことにします。もし重要な変更が生じて、会議にかけなきゃならないとか、あるいは委員長の判断を仰ぐべきかもしれないというようなところもあるかもしれませんが、検討していただいてですね、使っていただければと思います。 なお、うしろの方ですね、県民のやる仕事とそれから事業者のやる仕事というところの項目があります。それが両所で一字一句変わらず同じ言葉が書いてあるところがあります。これはやはり県民がやることと事業者がやることとは多少違うはずですから、同じようなことであっても、表現を変えるとか工夫をしていただきたい。 それからもう一つですね、72 ページの一番下のところのグラフの右側の図は、相良カジメ藻場の回復状況と、こう書いてあるんですが、グラフを見たら回復状況とは言えません。これは増加状況が示されていて、回復と言うからには減ったところまで示さないといけないと思います。
会長	わかりました。おそらく重要なコメントがたくさん入ってるのだと思います。それを渡していただき、事務局で御検討いただいて、必要に応じて私も御相談に預かることもあるのだろうと思いますが、事務局には上手に盛り込んでいただけたらと思います。他のリモートの委員の方がいかがでしょうか。

委員	<p>今回、ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直しということで、委員の先生方から御提言いただいて非常に良い形になってるのかなと感じております。そうした中で、今後のことを考えたときに、いつも申し上げていることですが、県民の皆様方にこの戦略があるんだということをどのような形の中で広報して、ネットワーク化していくかということがとても大事だと考えております。その中では、154 ページ以降の第6章、推進体制進行管理のあり方が、非常に重要になるところでございますので、このことについて触れさせていただきたいと思っております。私も県内のいろいろな自治体の環境審議会の会長や副会長を仰せつかっている中で、先ほど事務局からの答弁にもありましたが、県内の市町、特に市の環境審議会の中でも地域戦略の策定ということの議論をしておるところでございます。すでに県内で5つの基礎自治体がこの戦略を策定していると思いますが、私が関わったのは沼津市と三島市です。それから、藤枝市の環境審議会の会長を仰せつかっていますが、藤枝市は、ちょうど今、策定しているところです。</p> <p>それから、富士市や静岡市も策定しておるわけでございますが、何を申し上げたかったのかというと、さきほどの事務局からの答弁と重なるわけでございますが、この環境問題の今日的な課題の三つの大きな柱というのが、国の第5次環境基本計画の中にも出てまいります。これは、脱炭素型社会の構築と循環型社会の構築、それから自然共生型社会の構築の3つがあるわけですが、この中で生物多様性は自然共生型社会の構築という位置付けの中で非常に重要な位置を占めるわけでございます。その中で、国の第5次環境基本計画の中で非常に強く言われているのが、地域循環共生圏構想ですね。この地域循環共生圏というのはまさに地域資源を活用して自立分散型の社会を形成していき、環境、社会、経済との統合的向上を図っていくということになっております。そうした点においても、繰り返しになりますが、155 ページの一番上のところの、市町との連携であるとか、生物多様性の地域戦略の策定支援を県がしていただくということになるわけですが、そうしたことについて、具体的にどのように市町にも、地域特性を踏まえた戦略を策定していただくのか、このあたりの県としてのサポートが必要と考えます。私が考えるのは、市町の環境審議会の場で、こういう議論をしていただくためのアドバイスを県で行っていただいたらどうなのかなど。環境基本計画に地球温暖化対策実行計画や気候変動適応計画を紐づけして策定している市町が多いわけですが、そこに生物多様性地域戦略を加えて頂くことを県がアドバイスして頂くということです。そういったことで市町の策定を促して、県の戦略と市町の戦略を連携して、地域特性を踏まえた自立分散型、自然共生型の社会を静岡県全体として作り上げていくかが大切と考えます。併せて県民の皆様方にどのように地域戦略を広報していくかも非常に重要だと考えております。県全体へのネットワーク化について県当局の方でもお考えいただいて、進めていただけたらありがたいと考えます。</p>
会長	先ほどお答えいただいた内容とは別の視点から何か発言はありますか。
事務局	計画を策定すること、それから計画に基づく行動をとっていただくことが大事です。ただ単に計画を作るだけではなく、県民の方々の行動変容を促すことまで繋げることが大事というふうに考えております。ファーストステップとしましては市町にまず計画を作っていただく。委員が委員をされていた沼津市の例ですが、策定委員会の委員の1人として自然保護課の職員が参画す

	<p>るという形も以前取らさしていただいております。自然保護課にはレッドデータブックのデータなど膨大な資料がありますので、策定にあたっての資料の提供であったりとか、人材面での支援とか、積極的に関与していきたいと思っております。まずは地域でしっかりと計画を作っていただく取組を進めたいというふうに考えております。</p>
委員	<p>ぜひよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>資料6の112ページです。県民の取組、事業者の取組の部分に、「有機栽培された農産物等を積極的に」という文言が書かれていますが、有機栽培はとても大切で、土壌や住んでいる生物などに非常に大切な話なのかなと思います。しかし、これは有機栽培だけに限らないので、無農薬栽培などいろいろありますので、ここの文言は「有機栽培など環境負荷低減に向けた農業に配慮していきましょう」のような、有機栽培以外のものについても触れていただくのがいいのかな、ということが1点です。</p> <p>それからもう一点です。県民の取組の1つ目で、「生物多様性に配慮した製品、エコラベル適合製品等や」とありますが、静岡県ではエシカル消費、プラスエシカルということで、消費生活の部分にいろいろな働きかけをしています。エコラベル以外においても、生物多様性に与える影響が多いので、ここにエシカル消費という言葉も入れていいのかなと思いました。</p> <p>それから、あと1点、大変恐縮ですが、173ページ以降の用語解説の部分です。ここに書かれているページ数と、この資料6の本文に書かれているページ数が一致していません。例えば155ページのPDCAは155ページですと記載されていますが、実際には159ページなのかなと。他にもそういうところがたくさんありますので、ページについてもう一度確認していただくと嬉しいです。</p>
会長	<p>はじめの2点は表現の修正ですが、発言の意図はその通りだと思いますので、修正していただけたらと思います。3点目は、最後の作業が大変だと思いますけど、必要な作業です。時間を要するかもしれませんが、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>全体の文章に対する意見ではなく、質問です。134ページです。「水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査」で、「6水系を定期的に、魚類等の生息状況を把握します」とありますが、これは国の国勢調査ですか、それとも県としてもやっているのですか。</p>
河川企画課	<p>県内に6つの直轄水系がございます、国の調査に合わせて県でも指定区間にて調査を行っています。</p>
委員	<p>僕も国調の委員をやっているのですが、国直轄河川の調査区間が非常に限られていて、実際にはもっと上流部が大事だなという思いがあります。そういう面で、県が管轄するような河川の調査は、今後検討していただけたらなという希望でした。</p> <p>それから、144ページの外来生物の防除でということで、「外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します」ということですが、分布状況を提供するためには良く知らなくてはならないですね。前にもお話ししましたが、どのぐらい分布しているかというのは県として把握することが非常に重要かなと。それを基に市町に話をしていき、捕獲等を支援するということですので、計画を立てて、きち</p>

	<p>っとやれというわけではないのですが、今年度はこういうことをやるよ、というようなことが計画の中できちっと出ていれば、いいなと思いますので御検討をいただきたいと思います。</p> <p>148 ページ、第3節の南アルプスの中で、南アルプスは世界の宝ということが強調してあります。昔、僕らも含めて3県の市町が集まって南アルプスを世界自然遺産にという運動をずっとやっていました。しかし、残念ながら指定は難しいだろうということで、ユネスコエコパークを推進することになりました。これだけ世界の宝だとうたわれてる以上、世界の自然遺産というものがあってもいいのかなと思いますので、これはできるできないは別として、またもう一度世界自然遺産に挑戦するぐらいの気持ちを持っていただけたらなと思います。</p> <p>151 ページ、浜松のヌートリアの駆除が進んでいると理解していいのでしょうか。そのあたりを県がどのくらい把握されているのでしょうか。</p> <p>あと158 ページ、鳥獣保護センターは、検討するとなっておりますが、この先未来永劫検討されていても困ります。動物園もほとんど受け入れがされない状況になってきていますので、ある程度目標を持って、検討して欲しいです。鳥獣保護行政は県の責務です。ある程度目処をつけて検討していただけたらなと思います。</p>
事務局	<p>鳥獣保護センターの関係でございます。今現在、傷病鳥獣につきましては、国の方針に基づきまして、外来種は除くであるとか、農林水産業に多大なる被害を与えている鳥獣につきましては除外をしております、希少種を対象としています。浜松市立動物園、それから日本平動物園では、傷病鳥獣保護センターという名称をつけて、傷ついた鳥を受け入れていただいているところです。昨年度ですと約40件ぐらい受け入れをしていただいております。委員には、以前、環境審議会の鳥獣保護管理部会の場で御意見をいただいております、引き続き検討ということなんです、昨年度更新しました第13次鳥獣保護管理事業計画にもしっかりと記載をさせていただきました。少し時期は遅れてございますけれども、しっかりと検討してまいりたいと思っております。</p>
事務局	<p>御質問いただきました外来生物の調査というところについて、委員の御指摘のとおり、調査を実施して状況を把握することは大変重要なことだと思っております。県の調査としては、御案内のとおり平成21年度から22年度にかけて実施しましたが、それ以降、なかなか進んでいないところであります。そういった状況で、静岡市と浜松市、伊豆地域においては、一定の鳥獣、例えばヌートリア、クリハラリスなどの特定の外来生物について、調査結果を対策協議会や意見交換会等を開いて県を含めてその地域が情報共有しているという状況でございます。調査については、県の予算が少し限られてる中で、例えばNPOの皆さんも含めて地元で御活躍されている県民の皆様が御尽力して得られた調査結果などを県に御提供いただきながら、それを公表して皆さんでこういう調査結果がありますということで、対策を立てていきたいと考えております。また、環境省や他県の調査の状況などを踏まえながら、対処していきたいと思っております。</p> <p>2点目のヌートリアでございますけど、浜松市の駆除状況がどうかということでございますけれども、浜松市では発見情報を地図に落とし、公表するということは県としても把握しております。県としては有害鳥獣として</p>

	<p>捕獲の許可を出して、その都度駆除していただいているというところがございます。それから、減ってるかどうかというところはこちらでは申し訳ないですが把握しておりません。現在、そのような状況でございます。</p>
委員	<p>このような調査は、県の職員だけがやる必要はないので、NPO や地域で興味を持っている方と協力しながら、ぜひ良いデータを取って、生かしていただけたらなと思いますので、そのあたりは考えていただけたらなと思います。</p>
会長	<p>外来種の関連で静岡県も苦勞されてるはずですが、在来種の生息域の変動、例えばニホンジカはよく聞きますでしょう。そういうことも、外来種の扱いですね。もともとの外来種という言葉は、外国から来たという意味ではなく、もともといた生態系の中から外へ出たものを外来種というのですが、今、外来種は、外国から入ってきたものという理解になっており、少しそのあたりは混乱していますが、在来種の移動ということも検討していただかないといけない。</p>
事務局	<p>県以外にも国や市町などが調査し公表されているデータがございます。例えばクリハラリスなんかにしても、環境省が伊豆半島で調査してたりします。しかし、そういった情報が、地域に伝わってない部分もありますので、県にデータがあるものは、しっかりとお伝えするというのをしなくてはいけないと、改めて委員のお話聞いて感じたところです。</p>
委員	<p>それからもう1つですが、64 ページに広大な水田の写真があって、いろいろな生物のすみかとなる水田と書いてありますが、この写真は明らかに近代的な圃場整備がされた水田ですよ、まっすぐ同じような区画で切られると、おそらく用水と排水が分離され、冬に農閑期に水がない、また用水路はほとんどコンクリートでというところはほとんど生物がいない。だけど、写真の説明にいろいろな生物のすみかとなる水田と書いてあるので、もしそういう場所を示したければ、やはり山間の谷津田のようなところの水田の写真を使っていたらいいなと思います。</p> <p>細かい話ばかりで申し訳ないですがもう1つ。今、環境省でアメリカザリガニとアカミミガメ類を特定外来種として指定するという予定で検討され、それらは特定外来種になるはずですから、この県の戦略の改訂版が出る頃には特定外来種になっている可能性があるのでは、そのあたりの様子を見ながら、その部分を改めて書き加えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>いろいろ経験を持っておられると、生物多様性の事項というのは気になることがたくさん出てまいります、いずれも貴重な御意見だと思います。何かコメントありますか。</p>
事務局	<p>144 ページに記載のモリアオガエルの記述の件ですけれども、市の教育委員会だと思いますが、今一度調べまして、しっかりと記述をさせていただきたいなと思います。それから、区画整理された田んぼの写真につきましても、例えば棚田の写真にですね、差し換えるなどさせていただきたいなと思います。</p>
委員	<p>もう1つお願いします。麻機遊水池と浮島沼の写真が並んでいるページについて、麻機遊水池は、遊水池として整備されたところなので、その扱いは難しいし、もう1つは、写真で挙げているところが、あまり湿地らしいところではないので、もし麻機遊水池を入れるならもう少し湿地らしい風景の写真に変えていただきたいと思います。</p> <p>それからもう1つ。浮島沼ですが、文章のところでは沼津市から富士市にかけてというふうに書いてありますが、浮島沼は沼津市には今ほぼなくなり、</p>

	今は富士市が公園的に保護されている湿地だけしかないのが浮島沼の現状だと思うのです。そのところも、私も随分前ですが見に行った時にはすごく荒れていて、これが昔の浮島沼かと思うような現状でしたので、浮島沼については記述を少し考えていただきたいと思います。
事務局	137 ページの麻機遊水地と、70 ページの浮島沼については、今一度確認をさせていただきますまして、記述の修正等をさせていただきますと思います。
委員	64 ページです。静岡の茶草場農法が世界農業遺産であるとして書いてありますが、僕も5年間ぐらい茶草場の調査をやっておるんですが、ものすごい大変な労力がかかっています。高齢化により急斜面での作業は非常に大変で、あれだけのものをやっても、ほとんど金銭的なものは何もない。ただ農業遺産になっているから義務的にやってはくれているんだと思うんですけど、やっぱり何らかの付加価値があって、それが、やってる方にとってもメリットがないと、これからどんどんどんどん減って行って、もう本当10年、20年後にはなくなるよということは目に見える感じですから、お茶振興課の方も含めて、補助金を出すことはないかもしれないですが、何らかの措置をとっていただいて、それが非常に価値があるものだよということをもう少し出していただけたらなと思っておりますが、コメントがあればお願いします。
委員	今、委員が非常にありがたいことを言っていただきました。 私も10年ぐらいお茶を作っていますから、茶草場農法の認証を受けています。認定を受けるずっと前から、代々、茶草場農法っていう意識はしなくて、昔は ^{まぐさば} 秣場と言いましたが、この ^{まぐさば} 秣場の草を刈って畑にひくと、有機物が入って非常にお茶に良いという評価をお茶屋さんがされていたんですけど、茶草場農法が始まってからカッターで切って茶畑に入れていますが、茶草場をいれると、どのような効果があるんだと、お茶にそれが表れてるか。確かに土壌においては、有機物がある条件でやってみるといろいろ影響がありますが、お茶そのものに対しては未だ、その効果が証明されてないですね。そういう点を考えると、本当に茶草場農法を続けていいんだろうか、本当に労力かかるもんですから、うちのところの茶農協では草を入れると1反に対して3000円ですね。とても3000円では、採算合わないし、自分も ^{まぐさば} 棚田の中にも、昔の ^{まぐさば} 田んぼがあって、 ^{まぐさば} 秣場を刈って入れていますが、棚田を荒らしてはいけない、このまま置いたら竹藪になってしまう、木が生えて手がつかなくなる、そういう意識でみんな頑張っています。お茶に対する効果をもう少し証明していただければ本当にありがたいなと思います。今は茶価がほとんど下がってますし、昨今、肥料も高騰してますので、静岡県のお茶が、牧之原のお茶がいつまで続けていけるかってのは、非常に心配しています。実際、後継者がいない家がもうほとんどですから、静岡の茶の看板がいるんだったらもう少し何とか対策を考えていただきたい。これは生物多様性にはあまり関係ないことなんですけど、そういう評価が出れば、また草を刈るという作業も、もう少しみんな誇りを持てるのではないかなと思います。実際、茶草を刈ることによってね、特に秋の七草なんですけども、キキョウとかを見ない人が言うのはもうほとんどないんですけど、それでも私のその地域ではある程度まだ残っています。そういう面に対しても茶草場を刈っているということは、ある程度、誇りに思ってもいいんじゃないかと。生物多様性を考えると、そういう気持ちでいます。

事務局	この茶草場農法は、生物多様性の上からも大変重要なことだというふうに認識しております。今いただきました委員と委員からの御意見につきましては、担当課の方へしっかりとお伝えさせていただきたいと思っております。
会長	<p>生物多様性に関する議論というのはこのようにどんどん広がっていき、文化や生活、弥生時代に成り立った文化に野生生物が責任を持つかというような議論もあつたりはしますが、そのようなことも含めて議論がどんどん広がっていきますから、準備いただいたこの資料も、経験の深い方の目から見れば、いろいろ気になることがあると思っております。</p> <p>皆さんからの御意見があればよろしいですね、自然保護課に連絡されて。もちろん、今後、時間の制限のある作業されないといけませんので、いつまでも見直すことはできないでしょうから、ある時点で打ち切りにならざるを得ないですが、その時点まではできるだけ良くなるように、御協力いただけたらと思っております。ここまで非常に良い状況で進んできているように見させてもらっています。ぜひ良い戦略になりますよう御協力をお願いします。</p> <p>議論の中で御指摘がありました県民との関わりというのは、生物多様性だけではなく、環境問題はすべてそうですが、事務局だけがどれだけ頑張っても、関係する研究者たちがどれだけ頑張っても、それだけでできるものではなくて、最終的には県民ひとりひとりの御理解を得ないとできないことだということを含めて、この戦略がそういう方向に向けての動きを進めるものでありたいと思っております。</p> <p>いろいろ御意見を賜りまして、私も勉強させていただきましたけれども、事務局は、宿題がたくさんあって大変だと思っておりますけれども、頑張るって良いものに仕上げてもらいたいと思っております。最後に特にという御意見がなければ、これでマイクを返させていただければと思っておりますけど、よろしいでしょうか。それでは、いったんマイクをお返しします。今後のスケジュールをよろしくお願いします。</p>
事務局	本日いただきました御意見等につきましては、委員とも調整をさせていただきながら修文をしまして、最終的には岩槻会長に御確認いただければと思っております。本日は、限られた時間ありがとうございましたので、1月上旬までに改めて御意見をいただきましたら、我々としても大変ありがたいというふうに思っております。
会長	<p>客観的な情勢としては、国の生物多様性国家戦略の改定があつて、非常に大幅な改定があるとすれば、この県の戦略も一応独立のものではあるのですが、国家戦略との完全な齟齬が生じるようなことになっては具合が悪いですから、修文が必要になることもあるかと思っておりましたが、COP15では、これは残念かもしれませんが、あまり大きな修正というのはなかったようです。</p> <p>国の生物多様性国家戦略は、今準備されてるものから大幅に変更されることはないという情報を、事務局がキャッチしていただいているそうです。</p> <p>今日の議論をもとにして、1月上旬までに事務局に御意見を出していただき、その後、県の戦略をまとめ、パブリックコメントに出すという方向で進めていただきたいと思います。</p> <p>修文に関しましては、今おっしゃっていましたように、事務局が上手にやっていただけとは思いますが、必要に応じて私にも相談していただいても、もし私では決められないということであれば、それぞれの委員に御相談申し上げることもあるかもしれません。今後は、この形で進めさせていただくということで、今日の会議はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。</p>